

生駒市協創対話窓口 運用ガイドライン

令和2年3月制定
(令和8年4月改定)

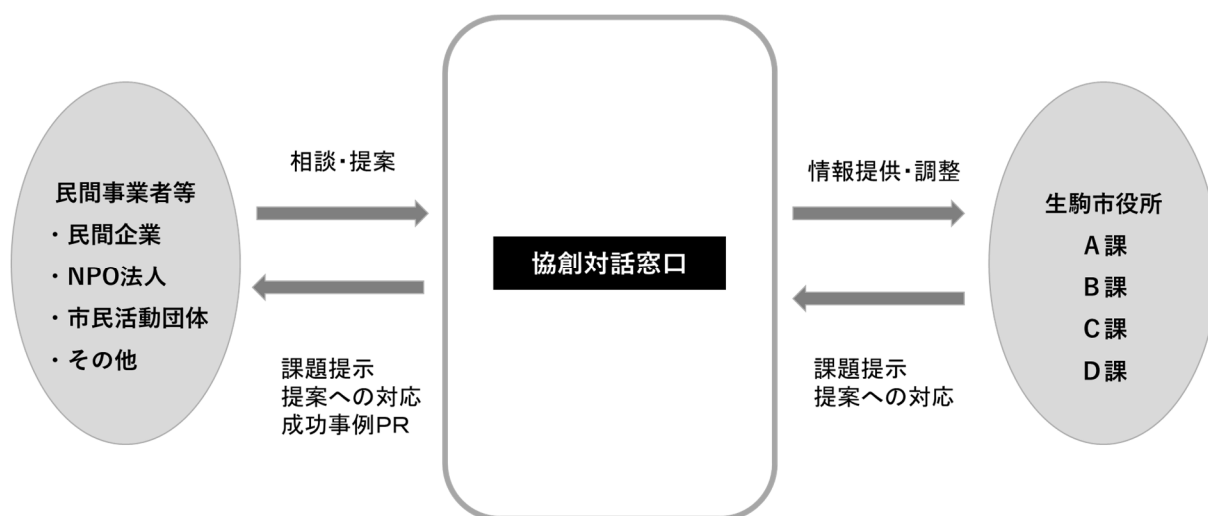
生駒市

目次

(1) 目的	2
(2) 協創対話窓口の位置づけ	2
(3) 協創対話窓口の基本姿勢	3
(4) 提案者	3
(5) 協創対話窓口が取扱う提案の種類	4
(6) 提案フロー	4
(7) 関係法令の遵守	6
(8) 情報の取扱いについて	7
(9) 協創対話窓口の効果的な運用のための取組	9
(10) 窓口担当課	9

（１）目的

この運用ガイドラインは、民間事業者等と行政とが互いに対話を進め、新たな事業機会の創出や社会的課題の解決につなげるための相談・提案窓口として設置する「生駒市協創対話窓口」の運営に関し、必要なルールを定め、民間事業者との連携について、公正性と透明性、客観性を担保するとともに効果的な協創を推進することを目的として策定するものである。



（２）協創対話窓口の位置づけ

第6次生駒市総合計画の基本構想において、「まちづくりの基本的な考え方」の3本柱の一つに「多様な主体との協創※によるまちづくり」を掲げている。これは、個人のライフスタイルや価値観の多様化が進み、地域社会の担い手不足など地域課題はますます高度化、複雑化する中、1人では解決できない課題も、市民、NPO、事業者等の民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政など本来価値観の異なる主体が有機的に連携することで課題解決の可能性は高まるとの考えのもと、多様な主体が緩やかなネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造する「協創」のまちづくりを進める姿勢を明らかにしたものである。

その中で、民間事業者等との協創については、基本方針や判断基準を統一して、これを庁内で効率的に推進するための枠組みを作ることとし、具体的には、公民連携窓口の設置と公民連携に向けたルールを整備することを明記している。

※協創：多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造すること。

(3) 協創対話窓口の基本姿勢

① 地域課題の解決を目的とする。

生駒市の安心安全、持続可能なまちづくり、市民サービスの向上、魅力創出や地域の活性化等、地域課題の解決を目的とする。

② 対話による官民の対等な関係づくりを重視する。

地域課題の共有と対話による相互理解を進め、生駒市と民間事業者等が WIN-WIN となるストーリーを創出する。

③ 参入機会の公平性を確保する。

いつでも提案ができるように常設の窓口を設置するとともに公平性を阻害する連携スキームは排除する。

④ 市の財政面以外の強みを提供する。

可能なかぎり、市の財政負担が伴わない非公募・非調達の案件となるように、生駒市のブランド力や信頼性、地域ネットワークなど、財政面以外の強みを活かした連携事業内容・スキームを対話によって導き出す。

(4) 提案者

①提案できる者

提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する「民間事業者」、「NPO 法人等の法人」又は「任意団体等」

②提案できない者

ア 個人（個人で事業を営む方を除く）

イ 提案者（提案に関係する者を含む）及びその事業内容が、次のいずれかに該当する場合

- a 法令等に違反する行為を行っているもの又はこれに類するもの
- b 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- c ギャンブルに係るもの（公共的団体が実施するものを除く。）
- d 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- e 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する者）の関与が認められるもの
- f 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの

ウ 提案内容が次のいずれかに該当する場合

- a 民間事業者等の直接的な営業又は、広告宣伝のみを目的とするもの
- b 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反するための政治的・宗教的教育を目的とするもの
- c 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの
- d 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- e その他、公序良俗、公共性・公平性に問題がある等、生駒市との連携事業としてふさわしくないもの

（５）協創対話窓口が取扱う提案の類型

①フリー型提案

民間事業者等が生駒市との連携を希望する事業やアイデア等を、テーマを問わず自由に提案できる。

②テーマ型提案

生駒市が抱える特定の地域課題に関するテーマを示し、そのテーマに対する連携事業の提案やアイデア等を民間事業者等から募集する。

（６）提案フロー

①フリー型提案

ア 提案・相談

- ・民間事業者等から、提案内容を記載した「協創提案シート（フリー型）（様式１）」を電子メール、対面（窓口担当課）等により受け付ける。
- ・窓口担当課は、提案者及び提案内容について形式的要件を満たしていることを確認する。要件を満たしていない場合は、その旨を民間事業者等に連絡し、補正を求めるか、提案を却下する。

イ 対応部署の特定

- ・提案に関連する分野を所管する部署（複数ある場合は全ての部署）とその内容を共有した上で、担当部署を特定する。

ウ 初回対話

- ・窓口担当課は、提案内容について担当部署と事前協議を行ったうえで、提案者と初回対話の日程調整を行う。

- ・提案者、担当部署、窓口担当課が初回対話を行い、協創提案シートに基づいて、提案内容の詳細、実施条件、連携資源の有無、双方の役割、責任等を確認する。

エ 2回目以降の対話

- ・初回対話以後は、提案者と担当部署で対話を継続し、担当部署が提案実現の可否及び連携方法を協議し、決定する。
- ・窓口担当課は、必要に応じて提案者と担当部署の対話が円滑に進むようにコーディネートを行う。

オ 連携事業の実施

- ・提案者と担当部署は、連携事業を実施する。
- ・定期的な対話により事業成果や課題を把握する。
- ・窓口担当課は、連携事業の内容を市ホームページ等に掲載し、積極的に成果の発信、PR等を行う。
- ・連携事業の連携方法・内容等については、「提案進捗一覧表（様式4）」によって行政経営会議において報告を行う。

②テーマ型提案

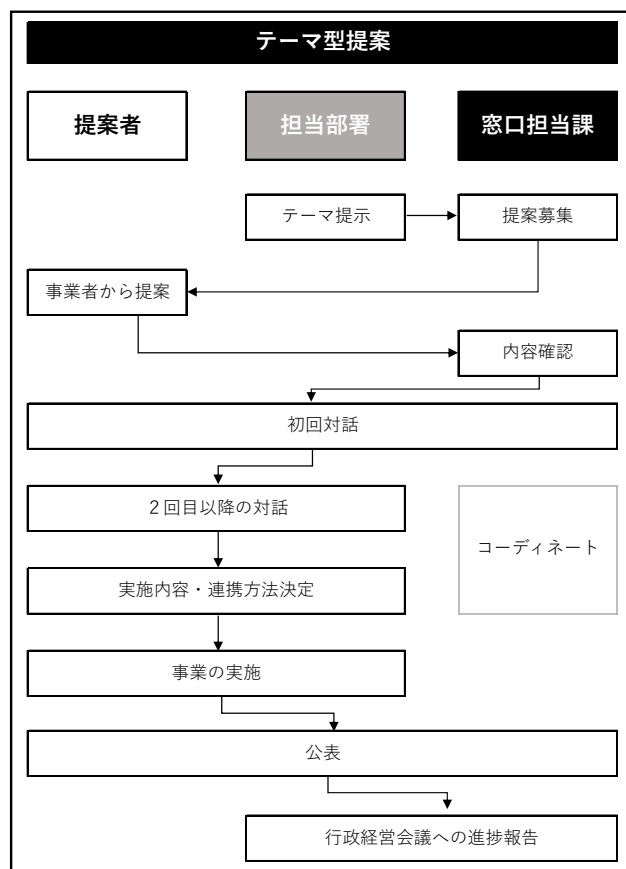
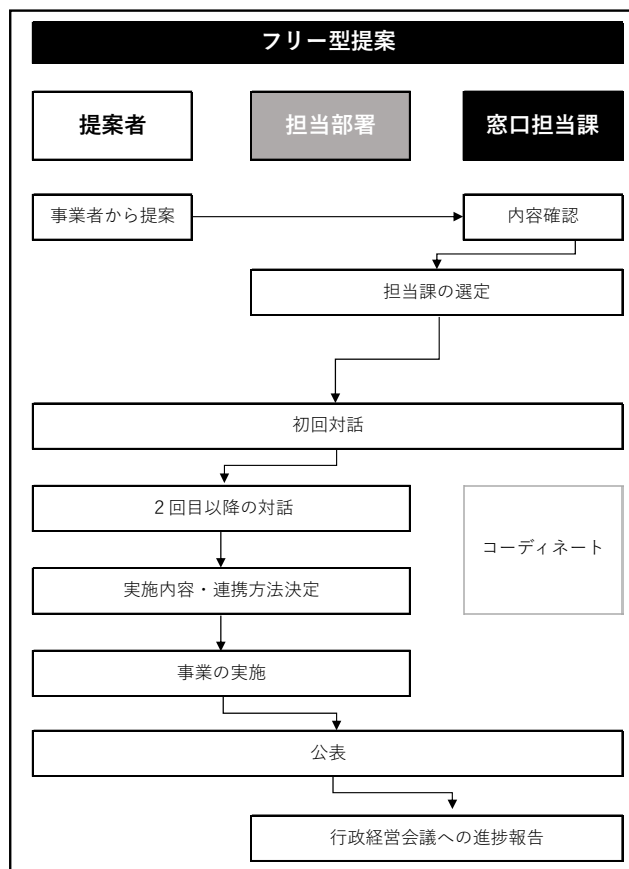
ア 提案の募集

- ・担当部署は、募集したい提案内容を「協創提案募集シート（様式2）」に記載する。
- ・窓口担当課は、募集内容を確認した後、市ホームページに募集テーマ、概要等を掲載し、提案を募集する。

イ 提案・相談

- ・民間事業者等から、提案を記載した「協創提案シート（テーマ型）（様式3）」を電子メール、対面（窓口担当課）等により受け付ける。
- ・窓口担当課は、提案者及び提案内容について形式的要件を満たしていることを確認する。要件を満たしていない場合は、その旨を民間事業者等に連絡し、補正を求めるか、提案を却下する。

※以下「①フリー型提案 ウ～オ」と同様



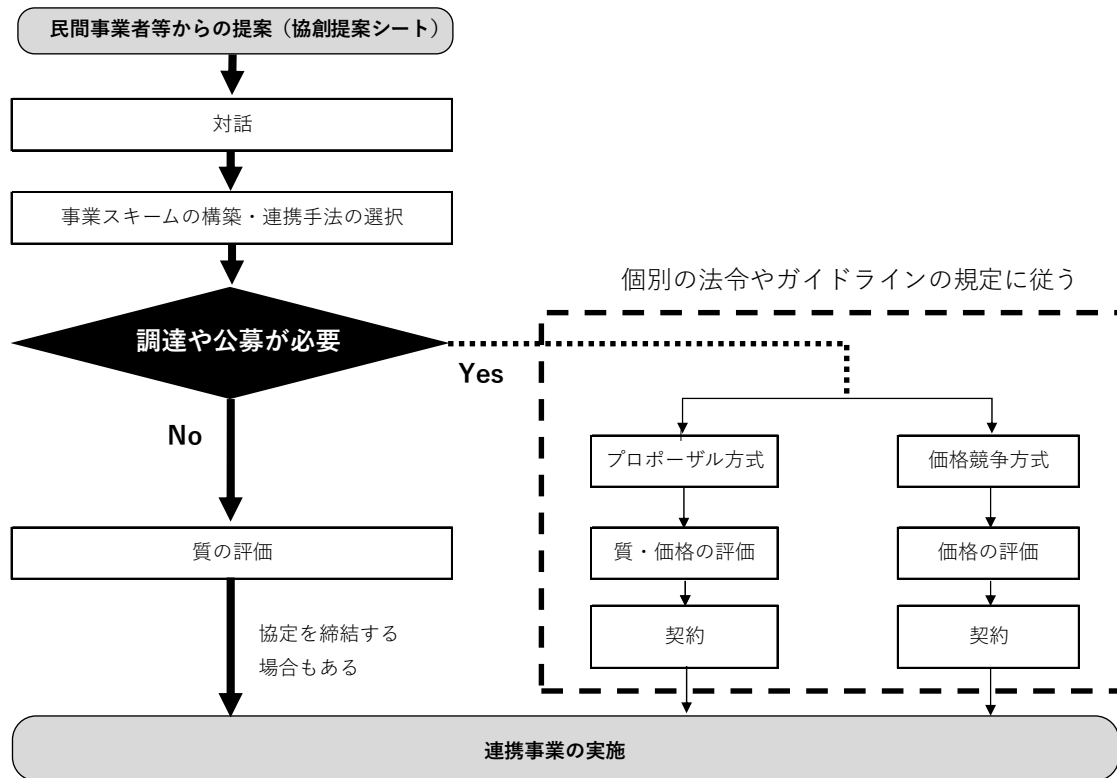
(7) 関係法令の遵守

市の収入支出が発生するなど、調達や公募が必要となる連携事業を実施する場合は、関連法令やガイドライン等の規定に従わなければならない。

【関係法令・ガイドライン等】

- ・ 地方自治法、同法施行令における財務・契約規定
- ・ 生駒市契約規則
- ・ 生駒市随意契約ガイドライン
- ・ 生駒市広告掲載要綱
- ・ 生駒市広告掲載基準
- ・ 生駒市ネーミングライツ事業実施要綱
- ・ 生駒市ネーミングライツ事業ガイドライン
- ・ 生駒市指定管理者制度に関する指針
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

事業実施のプロセス



（８）情報の取扱いについて

①情報の公表及び利用等

ア 情報の公表

- ・事業実施者が決定した段階で、事業実施者及び実施内容について原則ＨＰ等で公表する。公表内容については、事業実施者と市で協議する。
- ・事業化されなかった提案は、原則公表しない。
- ・事業化されなかったものも含め、提案件数については随時公表する。

イ 利用等

- ・連携事業の実施後は、生駒市の広報やＰＲ等の機会において、実現内容や成果物を利用、公表する。
- ・提案後の対話及び連携事業の実施後に、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱う。

- ・対話の結果、調達や公募等の手続きが必要となった場合は、生駒市が提案者から得た情報の全部または一部を利用し、公募等のための仕様を作成することがある。

②情報公開

民間事業者等からの提案を促進すること及び事業実施者の決定における公正性、透明性を担保することを目的に、協創対話窓口で受け付けた提案に関する書類、対話から事業実施に至る経緯に関する書類について、生駒市情報公開条例第 5 条に基づく行政文書の開示請求があった場合は、同条例第 7 条各号に該当する情報以外は開示するものとする。

【不開示となる例】

- ア 担当者等の氏名等、個人が識別される情報（条例第 7 条第 1 号）
- イ 次に掲げるような法人等の正当な利益を害する情報（条例第 7 条第 2 号）
 - ・生産技術上及び営業・販売上の秘密に関する情報
 - ・事業者等の内部に関する情報
 - ・その他公にすることにより、法人等の利益活動を著しく害すると認められる情報

【注意】

情報公開請求があった場合、不開示とすべき内容が含まれていないかの判断は生駒市情報公開条例第 7 条各号への該当性によって行うが、同条第 2 号における「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な権利を害するおそれがあるもの」に該当するかの判断については、事業者からの不開示の申出によって判断するのではなく、法的保護に値する蓋然性を有しているか等を判断し、開示決定を行う。

生駒市情報公開条例第 7 条第 2 号 抜粋

法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び生駒市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(9) 協創対話窓口の効果的な運用のための取組

①窓口のPR・広報

市広報媒体を通じて、窓口や連携事業について積極的に情報発信する。

②対話を促進する取組

- ・ 民間事業者等とのネットワーク形成、相互理解を進めるため、地域課題共有・解決に向けたワークショップを実施する。
- ・ 公民連携に対する職員のモチベーション向上と連携推進に必要な視点の認知や知識、技術の向上を目的とした職員研修を実施する。

(10) 窓口担当課

地域活力創生部 SDGs 推進課（窓口 23 番）

0743-74-1111（内線 2111）

窓口専用メールアドレス:k-taiwa@city.ikoma.lg.jp